

事務連絡
令和8年4月8日

各都道府県衛生主管部（局）薬務主管課 御中

厚生労働省医薬局
監視指導・麻薬対策課

残留限度値を超える $\Delta 9$ -THCが検出された製品について

今般、株式会社 GREEN RUSH BY WEED（東京都港区）から販売されている製品から、麻薬である $\Delta 9$ -THC（ $\Delta 9$ -テトラヒドロカンナビノール）が残留限度値を超えて検出されたとの報告を受け、当該製品が全国的に販売されている可能性が高いことから、別添1のとおり当省ホームページにおいて注意喚起を行うとともに、別添2のとおりプレスリリースを行いますので、下記事項につき、御協力いただきますようよろしくお願いいたします。

記

1. 経緯

本年2月に愛知県において買上検査のため買い取った製品の成分分析を行った結果、麻薬である $\Delta 9$ -THCが残留限度値を超えて検出された製品があるとの報告を受けたことによるもの。

2. 報告内容

株式会社 GREEN RUSH BY WEED が販売する以下の製品から麻薬である $\Delta 9$ -THCが残留限度値を超えて検出されたとの報告がありました。

商 品 名：プラスウィードワックス CBD50%＜オーグーク
ツシュ＞

性状（内容量）：ワックス（1000 mg）

3. 今後の方針等

当該製品については、麻薬及び向精神薬取締法（昭和28年法律第14号）

における「麻薬」に該当する疑いのある製品であるため、手元に同製品が残っている購入者、販売事業者等に対し、その所在地を管轄する地方厚生（支）局麻薬取締部（支所）又は都道府県衛生主管部（局）薬務主管課宛てに連絡の上、提出していただくための注意喚起を当省ホームページに掲載することとしました。

そこで、当該製品の提出を希望する者から連絡等があった場合には、別紙の様式による任意提出書及び所有権放棄書を受領いただいた後、「令和8年度に国庫に帰属した麻薬、向精神薬、あへん、けしがら、大麻草の種子、覚醒剤及び覚醒剤原料の処分について」（令和8年4月1日付け医薬発0401第13号厚生労働省医薬局長通知）に基づき報告の上、処分いただきますようお願いいたします。

当該製品は麻薬と確定したものではありませんが、麻薬として取り扱うことで差し支えありません。

本件につきましては、必要に応じて管轄の保健所に御周知いただくとともに、当該製品の提出に関する購入者等からの問い合わせの際には、管轄の保健所等を御案内いただく等、御対応のほどよろしくをお願いいたします。

また、当該製品に関する問い合わせのうち、提出に関する問い合わせ以外のものにつきましては、当課を御案内いただきますようお願いいたします。

なお、現在までに、国内において当該製品を摂取したことによる健康被害が発生した例は承知しておりません。

4. 処分等に関する根拠法令

麻薬及び向精神薬取締法第60条に基づき処分を行います。

※第60条 厚生労働大臣は、法令の規定により国庫に帰属した麻薬又は向精神薬について必要な処分をすることができる。

5. その他

本件に関する御不明点やお問い合わせについては、厚生労働省医薬局監視指導・麻薬対策課（電話番号 03-5253-1111）に御連絡いただきますようお願いいたします。

以 上

別紙

任意提出書及び所有権放棄書

令和 年 月 日

厚生労働大臣 様

下記の物については、麻薬及び向精神薬取締法の「麻薬」に該当する疑いのある製品とのおことですので、任意提出するとともに、所有権を放棄します。適正に処分してください。

品名：

数量：

住 所：

氏 名：

電話番号：

残留限度値を超える $\Delta 9$ -THCが検出された製品について (注意喚起)

今般、愛知県が下記製品の検査を行ったところ、麻薬である $\Delta 9$ -THCが残留限度値を超えて検出されたことが判明しました。

下記製品は、麻薬及び向精神薬取締法上の「麻薬」に該当する疑いがある製品であることから、当該製品がお手元に残っている方々及び販売店舗の方々は、最寄りの地方厚生（支）局麻薬取締部（支所）、都道府県衛生主管部（局）薬務主管課又は保健所宛てにご提出いただきますようお願いいたします。

当該製品の提出に当たっては、住所地を管轄する地方厚生（支）局麻薬取締部（支所）又は都道府県衛生主管部（局）薬務主管課へご連絡いただき、その指示に従ってください。

なお、現在までに、国内において同製品を摂取したことによる健康被害が発生した例は承知していません。

記

商 品 名：プラスウィードワックス CBD50%＜オージークッシュ＞
性 状（内容量）：ワックス(1000 mg)

【製品の外観】



令和8年4月8日

【照会先】

医薬局 監視指導・麻薬対策課

薬物取締調整官 松尾憲介（内線2776）

課長補佐 西村悠平（内線2795）

（代表電話）03(5253)1111

（直通電話）03(3595)2436

報道関係者 各位

残留限度値を超える $\Delta 9$ -THCが検出された製品に対する注意喚起について

本日、別添のとおり、愛知県が買上調査した1製品から、残留限度値（※）を超える $\Delta 9$ -THCが検出された旨の発表がされています。

商品名：プラスウィードワックス CBD50%＜オーギークッシュ＞

（※）残留限度値

$\Delta 9$ -THCの濫用による保健衛生上の危害が発生しない量として政令で定める量

上記製品は、麻薬及び向精神薬取締法上の「麻薬」に該当する疑いがある製品であることから、厚生労働省ホームページ（下記参照）において、注意喚起するとともに、上記製品が手元に残っている方々及び販売店舗の方々に対しては、最寄りの地方厚生（支）局麻薬取締部（支所）又は都道府県衛生主管部（局）薬務主管課まで連絡していただくようお願いしております。

なお、現在までに、国内において同製品を摂取したことによる健康被害が発生した例は承知していません。

【URL】

https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000212707_00050.html

2026年4月8日（水）
愛知県保健医療局生活衛生部医薬安全課
毒劇物・麻薬・血液グループ
担 当 矢野、杉浦
内 線 3275、3276
ダイヤル 052-954-6305

残留限度値を超える濃度の麻薬成分（ $\Delta 9 - \text{THC}$ ）が
検出された製品について

近年、国内において大麻草の含有成分であるCBD（カンナビジオール）を含むオイル、食品及び化粧品など様々な製品（以下「CBD関連製品」という。）が流通しています。

CBDは麻薬成分ではありませんが、CBD関連製品から、麻薬成分に該当する $\Delta 9 - \text{THC}$ が残留する製品が報告されています。 $\Delta 9 - \text{THC}$ は、摂取することで幻覚や発汗などの症状を呈することがあります。

愛知県では、残留限度値を超える濃度の麻薬成分（ $\Delta 9 - \text{THC}$ ）を含有するCBD関連製品による健康被害を防止するため、県内で販売されるCBD関連製品の調査及び成分検査を行うこととしています。

今般、成分検査を行ったところ、残留限度値を超える濃度の麻薬成分（ $\Delta 9 - \text{THC}$ ）が下記製品から検出されました。

このため、危険性について県民に広く注意喚起するとともに、当該製品を所持している方に対して、任意提出を促すものです。

なお、これまでに当該製品による健康被害発生の報告は受けていません。

記

1 対象製品

商品名：プラスウィードワックスCBD50%＜オージークッシュ＞
（フレーバー：オージークッシュ）

販売元：株式会社GREEN RUSH BY WEED

性状（内容量）：ワックス（1000mg（CBD含有量：500mg））

検出成分：残留限度値（1ppm）を超える $\Delta 9 - \text{THC}$ （テトラヒドロカンナビノール）を検出

2 県の対応

（1）製品の販売者に当該製品の販売中止等を指示しました。

（2）愛知県公式Webページに製品名等を掲載し、摂取による危険性等を県民に周知します。

3 県民の皆様へ

上記の製品は「麻薬及び向精神薬取締法」における「麻薬」に該当する疑いがある製品であることから、その販売、購入、摂取等を決して行わず、お手元に残っている場合には、速やかに県医薬安全課に御相談ください。

また、上記の製品を摂取した方で健康被害が疑われる場合には、速やかに医療機関を受診してください。

【相談窓口】

愛知県保健医療局生活衛生部医薬安全課毒劇物・麻薬・血液グループ

電話 052-954-6305（直通）[平日午前9時から午後5時まで]

<参考>

○製品画像

[製品外装表面]



[製品外装側面]



[製品外装側面]

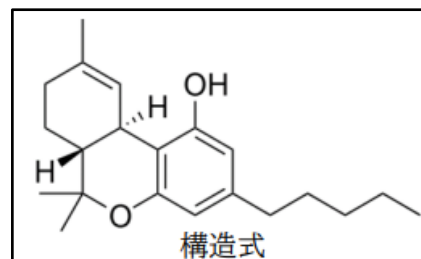


○△9-THCについて

物質名: 6a・7・8・10a-テトラヒドロ-6・6・9-トリメチル-3-ペンチル-6H-ジベンゾ [b・d] ピラン-1-オール及びその塩類

別名: デルタ9テトラヒドロカンナビノール

法規制: 麻薬及び向精神薬取締法の改正により、「△9-THCを一定量以上※を含む製品」が2024年12月から麻薬として規制された。



※濫用による保健衛生上の危害が発生しない量として政令で定める量 (残留限度値)

種類	残留限度値	製品例
油脂 (常温で液体のもの) 粉末	10ppm	CBDオイル・ヘンプシードオイル・化粧オイル等
		CBDパウダー・プロテイン等
水溶液	0.1ppm	清涼飲料水・アルコール飲料・化粧水等
		牛乳・植物性の飲料等
その他	1ppm	菓子類・錠剤・バター等
		電子タバコ等
		シャンプー・リンス・乳液・クリーム・マヨネーズ・バーム・ドレッシング等
		ゼリー等

○CBDについて

大麻由来成分であるが、同じ大麻由来成分であるTHCと異なり、有害性がないため規制されておらず、食品やサプリメント、化粧品等として流通している。

医薬品医療機器等法や麻薬及び向精神薬取締法などの規制対象とはなっていない。